五　二次被害又はそのおそれの有無及びその内容
六　本人への対応の実施状況
七　公表の実施状況
八　再発防止のための措置
九　その他参考となる事項

2　前項の場合において、個人情報取扱事業者は、当該事態を知った日から三十日以内（当該事態が前条第三号に定めるものである場合にあっては、六十日以内）に、当該事態に関する前項各号に定める事項を報告しなければならない。

3　法第二十二条の二第一項本文の規定による報告は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により行うものとする。

一　個人情報保護委員会に報告する場合　電子情報処理組織（個人情報保護委員会の使用に係る電子計算機と報告をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この項において同じ。）を使用する方法（電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合にあっては、別記様式第一による報告書を提出する方法）

二　法第四十四条第一項の規定により、法第二十二条の二第一項の規定による権限の委任を受けた事業所管大臣に報告する場合　別記様式第一による報告書を提出する方法（当該事業所管大臣が別に定める場合にあっては、その方法）

（他の個人情報取扱事業者への通知）

第六条の四　個人情報取扱事業者は、法第二十二条の二第一項ただし書の規定による通知をする場合には、第六条の二各号に定める事態を知った後、速やかに、前条第一項各号に定める事項を通知しなければならない。

（本人に対する通知）

第六条の五　個人情報取扱事業者は、法第二十二条の二第二項本文の規定による通知をする場合には、第六条の二各号に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、第六条の三第一項第一号、第二号、第四号、第五号及び第九号に定める事項を通知しなければならない。

（第三者提供に係る事前の通知等）

第七条　［略］

2　法第二十三条第二項又は第三項の規定による届出は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。

一　［略］

二　別記様式第二（法第二十三条第三項の規定による個人データの提供をやめた旨の届出を行う場合にあっては、別記様式第三）による届出書及び当該届出書に記載すべき事項を記録した光ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下「光ディスク等」という。）を提出する方法

［新設］

［新設］

（第三者提供に係る事前の通知等）

第七条　［同上］

2　法第二十三条第二項又は第三項の規定による届出は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。

一　［同上］

二　別記様式第一による届出書及び当該届出書に記載すべき事項を記録した光ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下「光ディスク等」という。）を提出する方法